

帯広市公園条例の一部改正について
帯広市公園条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市公園条例の一部を改正する条例
帯広市公園条例（昭和 32 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。
別表 1 街区公園の部に次のように加える。

新北西ウレシパ公園	帯広市西 12 条北 8 丁目	
-----------	-----------------	--

別表 1 の 2 に備考として次のように加える。

備考 その他の公園又は緑地の名称及び位置は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

新北西ウレシパ公園を設置するほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。